

桑名市告示第153号

桑名市発注の建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱を次のように定める。

平成22年9月1日

桑名市長 水谷 元

桑名市発注の建設工事に係る特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「特定建設工事共同企業体」とは、技術的難度が高い工事又は大規模な工事において、技術力を結集して工事の安定的施工を確保するため、本市の発注する工事ごとに結成される共同企業体をいう。

2 この告示において「特定工事」とは、特定建設工事共同企業体で施工する工事をいう。

(基本的要件)

第3条 特定建設工事共同企業体は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員は、2又は3者とする。
- (2) 特定建設工事共同企業体として入札参加資格申請を行おうとするものは、すべての構成員が本市の請負工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、入札参加資格申請を行おうとする特定工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、当該許可を受けており、かつ、許可を受けてからの営業年数が3年以上経過していること。
- (4) 第5条第3項に規定する特定建設工事共同企業体の出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の6以上であること。この場合において、代表者の出資比率は、構成員の中で最大でなければならない。

(対象工事)

第4条 特定建設工事共同企業体に発注することができる工事は、次に掲げる工事について桑名市入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮り、市長が決定するものとする。

- (1) 工事設計金額が5億円以上の土木工事
- (2) 工事設計金額が7億円以上の建築工事

2 前項に規定する金額を下回る工事であっても、工事の規模、内容を総合的に勘案し、市長が認める工事については、特定建設工事共同企業体に発注する工事とすることができる。

(結成の方法)

第5条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

- 2 同一の特定工事について、同一の建設業者が2以上の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできないものとする。
- 3 特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、国土交通省方式による甲型共同企業体（昭和37年11月27日付建設省事務次官通達）によるものとする。ただし、この方式によらない場合は、審査会に諮り、市長が決定するものとする。

(受付)

第6条 特定建設工事共同企業体は、入札参加資格の申請を行おうとするときは、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）
- (3) 委任状（様式第3号）
- (4) 使用印鑑届（様式第4号）

(共同企業体の入札参加資格審査)

第7条 特定建設工事共同企業体の入札参加資格の審査は、審査会に諮り、市長が決定するものとする。

2 前項の規定による決定をしたときは、その決定の内容を当該決定に係る特定建設工事共同企業体の代表者に対し特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書（様式第5号又は様式第6号）により

通知するものとする。

(解散の時期)

第8条 特定建設工事共同企業体は、特定工事の請負契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特定工事の契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、当該特定工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(調査)

第9条 市は、特定建設工事共同企業体制度の確立と定着を図るため管理及び施工状況について調査することができる。

2 前項の調査は、当該特定建設工事共同企業体にあらかじめ通知をして実施するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年9月1日から施行する。

(桑名市建設工事に係る共同企業体取扱要綱の廃止)

2 桑名市建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成16年桑名市告示第25号)は、廃止する。

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

（あて先）桑名市長

共同企業体の名称：

共同企業体の代表者 住 所
名 称
代表者氏名 ⑩

共同企業体の構成員 住 所
名 称
代表者氏名 ⑩

共同企業体の構成員 住 所
名 称
代表者氏名 ⑩

今般、連帯責任により貴市発注の（特定工事の名称）を共同施工で行うため（共同企業体の代表者の名称）を代表者とする（特定建設工事共同企業体の名称）を結成し、当該工事の入札に参加したいので、指定の書類を添えて次のとおり入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 特定工事の名称：

2 構成員（代表者含む）の建設業許可の状況

名称又は商号	許可番号	許可年月日	許可業種
共同企業体の事務所所在地	郵便番号： 所在地： 電話番号：		

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第 1 条 当共同企業体は、次に掲げる事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 桑名市発注に係る〇〇〇〇〇〇〇〇工事（同工事の内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負に関する事。
- (2) 前号に規定する事業に附随する事業に関する事。

（名称）

第 2 条 当共同企業体は、〇〇〇〇〇〇特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第 3 条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当企業体は、〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後 3 箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当企業体は、建設工事を請け負うことができなかったときは、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 株式会社〇〇〇建設〇〇支店
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 株式会社〇〇土建〇〇営業所
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第 6 条 当企業体は、株式会社〇〇〇建設〇〇支店を代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第 8 条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、建設工事について発注者と契約の内容の変更があっても、当該割合に変更はないものとする。

株式会社〇〇〇建設〇〇支店 〇〇％
株式会社〇〇土建〇〇営業所 〇〇％
〇〇建設株式会社 〇〇％

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、株式会社〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引を行うものとする。

（決算）

第 12 条 当企業体は、建設工事の完成後、建設工事について決算を行うものとする。

（利益金の配当の割合）

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条第 1 項に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損を生じた場合には、第8条第1項に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(建設工事の途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち建設工事の途中において、前項の規定に基づき脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定に基づき構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により、分割しこれを第8条第1項に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(建設工事の途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが建設工事の途中において破産し、又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につき等があつたときは、各構成員は共同連帯してその責めを負うものとする。

(疑義等の決定)

第19条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、運営委員会において協議の上、決定するものとする。

株式会社〇〇〇建設〇〇支店、株式会社〇〇土建〇〇営業所及び〇〇建設株式会社は、上記のとおり〇〇〇〇〇〇特定建設工事共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

株式会社〇〇〇建設〇〇支店
支店長 〇〇 〇〇

⑩

株式会社〇〇土建〇〇営業所
営業所長 〇〇 〇〇

⑩

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

⑩

委 任 状

年 月 日

（あて先）桑名市長

（受任者）

共同企業体の代表者 住 所
名 称
代表者氏名

⑩

私は、上記の者を代理人と定め、桑名市が発注する（特定工事の名称）に係る次に掲げる一切の権限を委任します。

- 1 特定建設工事共同企業体結成に関する一切の権限
- 2 見積り及び入札に関する一切の権限
- 3 前項の権限に関し復代理人を選任する権限
- 4 工事請負契約の締結及び履行に関する一切の権限
- 5 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- 6 その他前各項に付随する一切の権限

年 月 日

（委任者）

共同企業体の構成員 住 所
名 称
代表者氏名

⑩

共同企業体の構成員 住 所
名 称
代表者氏名

⑩

様式第4号（第6条関係）

使 用 印 鑑 届

共同企業体の代表者
の使用印

上記の印鑑を入札及び見積りの参加、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいからお届けします。

年 月 日

共同企業体の名称：

共同企業体の代表者 住 所
名 称
代表者氏名

㊞

様式第5号（第7条関係）

特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書

年 月 日

様

桑名市長

印

年 月 日付けの（特定工事の名称）に係る入札参加資格審査申請については、資格審査の結果、当該工事に係る有資格業者として認定することに決定したので通知します。

共同企業体の名称	
代表者の名称 （出資割合）	（ %）
構成員の名称 （出資割合）	（ %）
構成員の名称 （出資割合）	（ %）

様式第6号（第7条関係）

特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書

年 月 日

様

桑名市長

印

年 月 日付けの（特定工事の名称）に係る入札参加資格審査申請については、資格審査の結果、当該工事に係る有資格業者として認定しないことに決定したので通知します。

1 共同企業体の名称：

2 共同企業体の代表者：

構成員：

構成員：

3 認定しない理由：